

特定非営利活動法人

栃木県精神障害者 支援事業協会

団体のご紹介
平成 29 年度版

平成 24 年 10 月 30 日法人格取得
前身となった事業体から起算して 10 年を経過
栃木県内唯一の精神系事業協会
精神障害者支援の専門性を見つめ直し地域社会に貢献

☆入会を希望される場合は下記事務局までご連絡ください。申込書類は下記ホームページからもダウンロードできます。

平成 12 年の社会福祉基礎構造改革以来、地域で生活する精神障害者や私達事業者を取り巻く状況は目まぐるしく変化し続けています。

しかし未だ精神障害者支援の実態は法制度に適切に反映されているとは言えず、精神障害者の地域移行や地域生活支援のセフティーネット整備もまだまだという状況です。

また様々な事業主体の参入の中で、これまでの精神障害者支援と新たな価値の共有や相互理解の促進が求められています。

この様な状況認識の下、栃木県の精神障害者の支援を更に良くするために、私達事業者が連携を深め、その英知を結集していかなければならないと考えております。

私達は平成 24 年 5 月 25 日に設立総会を行い、10 月 30 日に法人として登記されました。

平成 29 年 4 月現在、21 団体 50 施設によって、生活支援部会、居住支援部会、就労支援部会を組織し活動しています。

皆様のご加入をお待ち申し上げております。

特定非営利活動法人 栃木県精神障害者支援事業協会 定款（抜粋）

（目的）

： 第 3 条 この法人は、障害者に関連する法律の定める目的に基づき、

精神障害者に対する障害福祉サービス事業、地域生活支援事業等を行う個人及び団体に対して、相互の情報交換及び従事者の資質の向上を図る事業を行うと共に、広く県民に対して精神障害者福祉の問題の啓蒙啓発を行い、もって精神障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

（会員種別）

第 6 条（1）正会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を行う個人及び団体とする。

（2）賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を行う個人及び団体とする。

（事業の種類）

- 1 障害者に関連する法律に関する情報の収集及び発信事業
- 2 精神障害者の福祉事業経営に関する研修事業
- 3 関係職員の研修事業
- 4 精神障害者福祉情報の共有に関する自治体等関係機関との連絡調整事業
- 5 障害者福祉全体の向上を目的とした事業



正会員（団体）年会費は、
20,000 円 + 1 事業毎 1,000 円
※事業数が増えても会費上限 25,000 円です。
正会員（個人）年会費は 3,000 円です。

賛助会員年会費は
団体 1 口 5,000 円、個人 1 口 1,000 円です。

お問い合わせ（事務局）

〒327-0843
栃木県佐野市堀米町 3905-4
社会福祉法人ブローニュの森 内
TEL/FAX 0283-85-9125
E-mail tochiseishikyoku@yahoo.co.jp
URL <http://www.tochisei.net/>
（理事長：海發規夫、事務担当：小池）